

第2 平尾墓園合葬式納骨施設募集要領

《申し込み資格》

- 1 新居浜市に本籍があるか、又は住民登録をしている方
 - 2 ご遺骨の方が、死亡時に新居浜市に本籍又は住民登録をしている場合
- ※申込時に埋火葬許可証または改葬許可証の提出は必要ありませんが、納骨届時に必ず原本の提出をしていただきます。
- ※ 他の市営墓地（墓所）との併用はできません。

《種別》

- 合葬室** 骨壺から遺骨だけを取り出し、他の人と一緒に永久に収蔵します。
- 納骨壇** 1 体用 お一人の遺骨を骨壺に入れた状態で納骨します。
- 2 体用 原則夫婦の遺骨を骨壺に入れた状態で納骨します。

《使用期間》

- 合葬室** 永久に収蔵します。遺骨は取り出せません。
- 納骨壇** 最大25年の期間内で、希望する期間使用できます。
- 使用期間中に1回のみ期間の延長ができます。
- 使用期間が終了した後、合葬室に収蔵します。市から連絡はありません。
- 合葬室へ移した後は、いかなる理由があっても、遺骨は取り出せません。

- ※ 納骨壇の使用期間は、許可の日から始まります。
- ※ 期間変更は、当初の許可日から25年を超えることはできません。

《使用料》

- 合葬室** 1体につき 11,000 円
- 納骨壇** 1 体用 1 年につき 11,000 円 2 体用 1 年につき 22,000 円

年数	1 体用	2 体用
1	11,000	22,000
3	33,000	66,000
5	55,000	110,000
10	110,000	220,000
15	165,000	330,000
20	220,000	440,000
25	275,000	550,000

- ※ 1年から25年まで、1年単位で申し込むことができます。

《使用上の注意》

- ・納骨壇に納骨できる骨壺は、6寸以内とします。納骨壇に納骨するときには、骨壺を箱、風呂敷または袋で覆ってください。
- ・合葬室、納骨壇に、お墓の改葬などで、墓土等遺骨以外のものを入れることはできません。
- ・**位牌、仏具等については、納骨壇及び合葬室には収蔵することはできません。**
- ・納骨時に持参した物品（仮位牌、杖笠等）については、施設内部に置くことはできません。ご不要な場合は、平尾墓園内のごみ入れ（緑のドラム缶）に入れてください。市で回収処理を行います。
- ・屋内では、宗教行為はできません。納骨時等に、読経、お焼香やお供えを行う場合は、正面参拝所で行ってください。

申し込みから納骨までの手続きについて

1 使用許可申請（執務時間中随時受付）

墓所・合葬式納骨施設使用許可申請書に必要事項を記入のうえ、次の書類を添えて提出してください。

（１）使用申請者の本籍地の記載のある住民票

（２）使用申請者が新居浜市に本籍がなく、住民登録をしていないときは、収蔵される者が、死亡時に新居浜市に本籍があるか、または住民登録をしていることが明らかにできる書類（収蔵される者の除の住民票又は除籍抄本）

※（２）に該当する場合は、（１）及び（２）が必要になります。

2 使用料の納付（申請から２週間以内）

書類が受理できましたら使用料の納付書を発行します。指定金融機関にて期日までにお支払いください。

3 使用許可証の交付

使用料のお支払いが確認できましたら、許可証を発行いたします。納骨壇の場合は、許可の順に区画番号の指定（**選択不可**）を行います。許可証は後日発送、または直接ご来課いただきお渡しします。

4 納骨

納骨希望日を決め、納骨届と埋火葬許可証または改葬許可証を環境政策課まで提出してください。納骨ができるのは、12月29日から1月3日を除く日の、9時から16時までの間（土日祝可）です。**3日前までに予約が必要です。**予約ができましたら指定した日時に、施設で納骨をします。納骨届提出の時点で納骨日時が未定の場合は、決まり次第、お早めに環境政策課までご連絡ください。